

○遠賀町在日外国人障害福祉金支給規則

平成6年12月28日規則第19号

改正

平成24年6月21日規則第20号

平成28年3月31日規則第19号

遠賀町在日外国人障害福祉金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、本国に在留する外国人（以下「在日外国人」という。）で、国民年金の給付を受けることができないものに対し障害福祉金（以下「福祉金」という。）を支給し、もって自立と生活基盤の安定を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 施行日とは、外国人に国民年金法が適用された昭和57年1月1日をいう。
- (2) 外国人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民で、住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に定めるものをいう。
- (4) 療育手帳とは、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省児156）別紙療育手帳制度要綱に定めるものをいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する外国人で障害基礎年金等の受給資格がない者とする。

- (1) 昭和37年1月1日以前に生まれた者
 - (2) 施行日以前に身体障害者手帳の交付を受けた者のうち1級又は2級の者、又は療育手帳（Aの判定を受けた者に限る。）の交付を受けた者
 - (3) 遠賀町に1年以上住民登録をしている者
- 2 前項の支給対象者であった者で現に本町において住民基本台帳に記録を有しないものであっても、その有しない原因が本町の福祉課が本町の区域外に所在する福祉施設に入所措置したものであるときは、同項の支給対象者とみなす。

(支給制限)

第4条 町長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号の一に該当するときは、給付金を支給しないものとする。

- (1) 公的年金（年額120,000円以上）を受給しているとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受給しているとき。
- (3) 前年の所得が、国民年金法施行例（昭和34年政令第184号）第5条の4に規定する額を超えているとき。

(支給額)

第5条 福祉金の支給額は、1人につき年額120,000円とする。ただし、公的年金（年額120,000円未満）を受給している者にあつては、120,000円から当該公的年金の額を控除した額を給付金の年額とする。

(支給申請及び決定)

第6条 福祉金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在日外国人障害福祉金支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があつたときは、町長は支給の適否を決定し、在日外国人障害福祉金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給の期間及び方法)

第7条 福祉金を支給する期間は、第6条に規定する申請を受理した日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月までとする。

- 2 福祉金は、毎年7月、11月、及び3月の三期にそれぞれの月までの分を支給する。

(受給資格の喪失等)

- 第8条 福祉金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、福祉金を受給する資格を喪失するものとする。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 他市町村に居住地変更の登録をしたとき。
 - (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 偽りその他の不正な手段により、福祉金の支給を受けたとき。
- 2 町長は、受給者が前項の規定により受給資格を喪失し、これを確認したときは、在日外国人障害福祉金受給資格喪失通知書（第4号様式）によりその旨を受給者（受給者が死亡した場合にあっては、第13条第2項の規定により死亡した旨を届け出たもの）に通知するものとする。
- （受給者が死亡した場合の支給）
- 第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉金で未支給のもの（以下「未支給福祉金」という。）があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者に未支給福祉金を支給するものとする。
- (1) 配偶者
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
 - (6) 兄弟姉妹
- 2 未支給福祉金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位とする。
- 3 第1項の規定により未支給福祉金を受給しようとする者は、在日外国人障害福祉金未支給分請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
- （支給の停止）
- 第10条 町長は、受給者が次の各号の一に該当するとき、又は福祉金の支給が著しく公益に反すると認められるときは、福祉金を支給しないことができる。
- (1) 第4条の規定に該当するとき。
 - (2) 正当な理由がなく、第12条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。
- 2 前項による支給停止の期間は第4条第3号に該当する者にあつては、その年の4月から翌年の3月まで、第4条第1号、第2号、及び第10条第1項第2号に該当する者にあつてはその事由の発生した日の属する翌月からその事由の消滅する日の属する月までとする。
- （支給停止の通知）
- 第11条 町長は、前条の規定により手当の支給を停止するときは、在日外国人障害福祉金支給停止通知書（第3号様式）によりその旨を受給者に通知するものとする。
- （現況の報告）
- 第12条 受給者は、福祉金の支給決定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、在日外国人障害福祉金現況報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から同月15日までの間に、これを町長に提出しなければならない。
- (1) 第4条第3号に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等の書類
 - (2) その他町長が必要と認めるもの
- （変更の届出）
- 第13条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、在日外国人障害福祉金受給資格変更届出書（様式第7号）を当該各号の一に該当することとなった日から14日以内に町長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
 - (3) 公的年金、及び生活保護の受給状況その他給付金の支給要件にかかる事由に変更があつたとき。
- 2 受給者が死亡したときは、受給者の親族又は同居者は、その死亡の日から14日以内に前項に規定する届出書を町長に提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第14条 受給者は、福祉金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(返還命令)

第15条 町長は、偽りその他の不正な手段により、福祉金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(備付け書類)

第16条 町長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整備しておくものとする。

(1) 在日外国人障害福祉金支給申請処理簿(様式第8号)

(2) 在日外国人障害福祉金受給者台帳(様式第9号)

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日より施行し、平成6年4月1日より適用する。

(見直し等)

2 町長は、この規則による福祉金の制度と類似の制度が国又は福岡県において創設されたときは、この規則の実施のあり方について見直しを行うものとする。

附 則(平成24年6月21日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本町において外国人登録原票に登録されていた者であつて、施行日から引き続き本町において住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第3条の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本町において外国人登録原票に登録されていた期間を本町において住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

附 則(平成28年3月31日規則第19号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく年金たる給付

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく年金たる給付

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく年金たる給付

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく年金たる給付

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく年金たる給付

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)に基づく年金たる給付

(7) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に基づく年金たる給付

(8) 恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付

(9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の退職年金に関する政令による年金たる給付

(10) 厚生年金保険法附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

(11) 執行官法(昭和41年法律第111号)附則第13条の規定による年金たる給付

(12) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付

(13) 国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金たる給付

(14) 地方議会議員共済会が支給する年金たる給付

(15) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による年金たる給付

(16) 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)による留守家族手当(同法附則第45項に規定する手当を含む。)

(17) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による年金たる給付

(18) 船員保険法による年金たる保険給付(旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。)

(19) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)に

よる年金たる補償

(20) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償

(21) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）に基づく条例の規定による年金たる補償

(22) その他前各号に準ずるもの

様式第1号

（第6条関係）

様式第2号

（第6条関係）

様式第3号

（第11条関係）

様式第4号

（第8条関係）

様式第5号

（第9条関係）

様式第6号

（第12条関係）

様式第7号

（第13条関係）

様式第8号

（第16条関係）

様式第9号

（第16条関係）